

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

吉野川市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧鴨島町地域

(1) 現況

本地域は、四国山地と吉野川に挟まれた地域で、主に住宅が集積する集落地区と農地で構成されており、吉野川寄りの地域で畑作、山地寄りの地域で稲作が行われている。宅地化が進むことによる農地の減少や耕作放棄地の増加が問題であり、農地を保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(以下、「法」という。)第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧川島町地域

(1) 現況

本地域は、四国山地と吉野川に囲まれた幅の狭い地域で、山地側で柿やぶどうなどの果樹、吉野川寄りの地域で稲作、畑作が行われている。宅地化が進むことによる農地の減少や耕作放棄地の増加が問題であり、農地として保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧山川町地域

(1) 現況

本地域は、高越山麓と吉野川、川田川に囲まれた地域で、山地側でみかんや柿などの果樹、吉野川、川田川寄りの地域で稲作、畑作が行われている。農地の転用等が進むことによる農地の減少や耕作放棄地の増加が問題であり、農地として保全すべき土地を維持・管理する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧美郷村地域

(1) 現況

本地域は、「美郷のホタルおよびその発生地」として国の天然記念物に指定されており、梅やスダチ、ユズ等の果樹を主作物としている。特定農山村地域に指定されるなど、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進す

ることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---|
| ① | 旧鴨島町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |
| ② | 旧川島町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |
| ③ | 旧山川町地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |
| ④ | 旧美郷村地域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1. 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び棚田地域振興法によって指定された地域並びに地域の実態に応じて徳島県知事が特に定めた基準を満たす地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
勾配が、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
- (オ) 徳島県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、吉野川市基本構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3. その他必要な事項

協定農用地の保全や集落の活性化に資する補助事業等については、集落の状況に応じて活用することとする。